

第2回労安連続講座

「学校・教職員のアスベスト問題とその対策」

8月29日、東京高裁は「学校アスベスト裁判」に公務災害にあたらぬとする不当判決をくだしました。これまでの労災認定基準とは異なる判断基準を持ち出し、出身大学の石綿まで要件に入れるという、考えられない判決理由です。行政は危険なアスベストについて広く啓蒙し2度と被害を生み出さない万全な体制を敷かなくてはならないはずです。私たちはアスベストの危険性を正しく学び学習を深めましょう。

■日時 11月17日（土）13：15～14：45

*支部・単組・専門部代表者会議の90分間を講座に充てる

■会場 埼玉教育会館201会議室

■参加対象者 支部・単組・専門部代表者会議の出席者、アスベスト問題に関心のある方

連絡先：埼玉県教職員組合 048-824-2511